

広川町公告

広川町新庁舎執務環境等構築支援業務に係る公募型プロポーザルの手続を以下のとおり開始しますので公告します。

平成30年11月14日

広川町長 渡邊 元喜

1 業務の概要

- (1) 業務名 広川町新庁舎執務環境等構築支援業務（以下「本業務」という。）
- (2) 施設名称 広川町役場庁舎及防災拠点等施設
- (3) 敷地の場所 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1 外
- (4) 施設用途 庁舎及び文化・交流・公益施設
- (5) 業務内容 別紙「広川町新庁舎執務環境等構築支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (6) 履行期間 契約締結日の翌日から平成33年5月31日（予定）までとする。
ただし、新庁舎等の建設工事が完了し本業務の完了までとする。
- (7) 予算規模 本業務の予算規模は、8,552,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。
- (8) 担当部署 広川町役場 総務課 庁舎建設推進室
〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1
TEL : 0943-32-1255 内線 201.202 FAX : 0943-32-5164

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 福岡県内に本・支店等の事業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 2018・2019年度広川町競争入札参加資格者名簿（「業務委託Ⅰ 7その他」又は「物品納入」）に登録されていること。
- (5) 広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）

- (7) 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に
関与している者を含む。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3
年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活
動を行う団体でないこと。
- (8) 過去 5 年間（平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで）において、本業務
の内容と同種の国又は地方公共団体等（国及び地方公共団体に関する独立法人等
を含む。）の執務環境等構築支援業務を元請として受注した実績を有していること。
なお、本業務の内容と同種については、別紙「仕様書」の内容を含む業務とする。

3 選定条件

参加表明書及び企画提案書等の提出後に 2 参加資格要件を満たすかの確認を行い、
参加資格要件を満たした者は、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを
実施する。

ただし、企画提案書の提出者が 5 者以上ある場合は、参加表明書及び企画提案書等
の審査によりプレゼンテーション及びヒアリングの対象者を選定することがある。

4 企画提案参加希望申込み及び受付等のスケジュール

項 目	日 程 等
①実施の公表	平成 30 年 11 月 14 日(水)
②質疑の受付期間	平成 30 年 11 月 14 日(水)～平成 30 年 11 月 21 日(水)正午必着
③質疑最終回答期限	平成 30 年 11 月 26 日(月)予定
④参加表明書及び 企画提案書の提出期間	平成 30 年 11 月 26 日(月)～平成 30 年 12 月 14 日(金)17 時必着
⑤参加資格審査結果通知	平成 30 年 12 月 18 日(火)
⑥辞退届の提出期限	平成 30 年 12 月 21 日(金)
⑦企画提案ヒアリング	平成 30 年 12 月 25 日(火) (予定)
⑧特定結果の通知・公表	平成 30 年 12 月下旬～平成 31 年 1 月上旬
⑨契約締結日	平成 31 年 1 月上旬～中旬

5 プロポーザル方式等の実施概要及び実施要領について

(1) 実施要領等の配布

実施要領等は、広川町（福岡県）公式ホームページよりダウンロードすること。

(2) 受託候補者の選定について

企画提案書は、審査委員会により審査し、最優秀提案者及び次点提案者を選定し、
最優秀提案者を受託候補者として、随意契約の方法で契約を締結する。受託候補者と
の調整・協議が不調に終わった場合は、次点提案者と交渉する。

(3) その他

本プロポーザルに関する詳細は、「広川町新庁舎執務環境等構築支援業務に関するプロポーザル実施要領」による。

6 問い合わせ

広川町役場 総務課 庁舎建設推進室

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1

電話 0943-32-1255 (総務課直通) FAX 0943-32-5164 (代表)

メールアドレス : tyousya@town.hirokawa.lg.jp